取調べの可視化ニュース（通算第45号）

2019
第16号
2019.8.1

編集責任：取調べの可視化本部

今号の特集

・第6回可視化実践経験交流会報告
・ヨーロッパにおける取調べの可視化と弁護人立会いの現状
・取調べの可視化フォーラム「その自白、本当ですか？ ー供述心理の分析から虚偽自白の真実に迫るー」

第６回可視化実践経験交流会報告

取調べの可視化本部事務局次長　清水　伸賢（大阪弁護士会）

1　経験交流会の概要

２０１９年６月29日、第６回可視化実践経験交流会が、大阪弁護士会館において開催されました。同交流会は、取調べの可視化本部が企画して、定期的に全国の各地域で開催しているもので、今回は１１１名が参加しました。

2　事例報告

まず、各会員により、以下のような事案の報告が行われました。

①覚せい剤取締法違反で、自白調書の任意性判断が公判前整理手続で行われたが、事実取調べについて、裁判所は厳格な証明によらなくてよいとして十数通の署名押印のない調書も含めて調べられた事例。

②別件受刑中の逮捕監禁致死等の被疑者の取調べにおいて、警察官の言うとおりの調書を作成すれば刑が軽くなるかのような誘導があり、供述調書が作成された事例。弁護人のアドバイスにより、警察官が誘導的な話をしたことを認める映像を残すことができ、結局、調書はごく一部しか請求されず、量刑も軽くなった。

③共犯者多数の監禁致傷、殺人事件で、軽度の知的障がいを持つ被疑者の自白調書が作成された事例。検察官は録音録画記録媒体を証拠請求したが、裁判所は提示命令を出した上で必要性なしとした。

④母が娘と共謀して夫の首を絞めて遺体を山中に埋めたとされる事件で、死体遺棄罪のみが有罪とされ、殺人罪については無罪とされた事例。同事例では、検察官が、被告人の弁解録取時の録音録画記録媒体を、いわゆる実質証拠として取調べ請求したが、裁判所は必要性なしとして採用しなかった。

⑤被告人が捜査段階で自ら虚偽の自白をした事例。弁護人から録音録画記録媒体を証拠請求したが、裁判所は捜査段階の供述の信用性を否定しなかった。

⑥傷害致死事件で責任能力を争った事例。逮捕から50分後の弁解録取の録音録画記録媒体を検察官が請求したが、裁判所が却下した。

⑦いわゆる司法面接（協同面接）による事例。実際の協同面接の方法、尋問の方法、強姦について無罪とされたこと等が報告された。

⑧取調べにおける弁護人立会いを実施した事例。

3　パネルディスカッション

事例報告の後、大阪弁護士会の小坂井久会員がコーディネーターとなり、同じく大阪の秋田真志会員及び川﨑拓也会員、そして東京大学大学院の川出敏裕教授の３名をパネリストとして、パネルディスカッションが行われました。

パネルディスカッションの様子

報告があった各事例を基にして、刑事訴訟法改正の趣旨等も踏まえ、具体的な場面における各問題点を中心に議論が行われました。議論は、被疑者取調べの録画・録音の問題だけではなく、いわゆる司法面接や弁護人の立会いまでに及ぶ、充実したものでした。

4　感想

可視化実践経験交流会も第６回目となり、今回も種々の事例が報告されました。

既に取調べの可視化は全国的に当たり前の制度であることを前提に、録音録画記録媒体の利用方法や、証拠調べの方法等、より具体的な場面における問題点や弁護実践の議論をさらに進めていかないといけないと感じました。

ヨーロッパにおける取調べの可視化と弁護人立会いの現状

取調べの可視化本部副本部長　前田　裕司（宮崎県弁護士会）

２０１９年４月に、ベルギー、オランダ、フランス及びドイツを訪問し、弁護人アクセス権と取調べの可視化ついて調査しましたので、報告します。

２０１３年ＥＵ指令により、取調べに先立って弁護人の助言を得ることを含む取調べにおける弁護人立会権の確立が、ＥＵ加盟国に要請されました。これにより、２０１６年までに各国とも態勢を整え、警察での取調べから弁護人の立会いが実施されています。ただし、訪問国のうちドイツ以外は、弁護人派遣要請から2時間が経過すると弁護人が到着していなくても取調べを行うことができる措置をとって、取調べとの均衡を図っていました（ＥＵ指令も許容する措置です。）。

弁護人が取調べに立ち会った際に何ができるかは、各国により違いがありますが、ＥＵ指令は、「立ち会い参加する権利」と、弁護人の介入を想定した規定となっています。訪問国では、オランダ、フランスが弁護人に制限的、ベルギーとドイツは、活動の幅が広いように見受けられました。

弁護人による助言、弁護人立会いの規定があっても、弁護人を自力で付すことができない被疑者・被告人に対する国家による弁護人保障システムがなければ、弁護人アクセス権が実質化できませんが、各国ともその態勢を整えています（ドイツも議会で審理中です。）。

また、助言や立会いをする際に捜査機関が所持している証拠にアクセスできなければ、適切な援助、助言はできないというのが、各国の弁護人に共通した見解ですが、ドイツ以外は3か国とも、法的な開示義務は裁判官引致以降であり、警察取調べの時点では全ては運用に任せられています。ドイツでも、捜査段階では捜査への支障を理由にして開示を拒否できるとされていて、他の諸国における運用とどの程度の差異があるかまでは把握できていません。

さらに、ドイツを除く3か国とも、一定の事件での取調べの録画が行われています。

ベルギーでは、取調べの録画の法的義務付けがあるのは少年被疑者だけです。ただ、検察官の指針では、殺人事件の被疑者、性犯罪の被害者は録画することになっています。また、弁護人が立会いに代えて録画を求めるケースでも録画しているようです（ただし、義務付けはありません。）。オランダでは、拘束12年以上の重大犯罪、性犯罪の被疑者・被害者は録画対象とされていますが、それ以外には規定はありません。フランスでは、少年被疑者と成人の重罪事件の警察留置以降、重罪事件の予審取調べが録画の対象となっています。

ドイツでは、２０２０年1月1日から警察取調べを含めての録画が施行されることになりました。その対象等は重大犯罪、少年犯罪、障がい者です。ただ、子どもが被害者となる事件等の場合には、既に被害者聴取を録画しており、尋問者は捜査判事（日本の勾留裁判官）で、警察官、検察官、福祉関係者、弁護人が別室で待機して尋問に関与できるシステムでした。

日本で論議されている録画記録媒体の公判での利用状況は十分に調査できませんでしたが、弁護人立会いの実現により、公判前の供述の「任意性」、「信用性」を争う事件はほとんどなくなったようで、録画の利用が議論されている様子は伺えませんでした。

ＥＵ諸国でも、取調べでの弁護人立会いが制度として発足してから、それほどの年月が経っているわけではありませんが、既に実務に根付いており、捜査に対する支障という捜査機関の当初の懸念は払拭されているというのが共通した見解でした。

取調べの可視化フォーラム
「その自白、本当ですか？
ー供述心理の分析から虚偽自白の真実に迫るー」

日　時：9月13日（金）午後6時～午後8時
場　所：弁護士会館2階 講堂クレオ AB